

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）において、外国人に対する生活保護に準じて行う事務が準法定事務とされたこと及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号）において、外国人に対する生活保護に準じて行う事務に関する情報の提供に関する規定が定められたことに伴い、所要の改正を行うため。

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第
号）

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平
成２７年伊丹市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を第７号とし，第５号を第６号とし，第４号の次
に次の１号を加える。

(5) 準法定事務 法第９条第１項に規定する準法定事務をいう。
別表第１市長の項中

「

(1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者，出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第２に掲げる在留資格を有する者又は同法第６１条の２第１項の規定により難民である旨の認定を受けている者（以下「対象外国人」という。）に対して生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて行う保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

(1)の２ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

」

を

「

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

」

に改め、第 1 号の 3 を第 1 号の 2 とし、第 1 号の 4 を第 1 号の 3 とする。

別表第 2 (1) 中「法別表」を「法別表の下欄に掲げる事務及び準法定事務」に改め、同表(1)市長の項第 1 号中「生活保護法」の右に「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を加え、同項第 3 号中「（以下「健康増進関係情報」という。）」を削り、同項中「

(21) 特定個人番号利用事務（法第 1 9 条第 8 号の規定により利用特定個人情報提供を受ける事務のうち、生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）又は第 1 号から前号までに掲げる事務のうち、この表の右欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務であって、規則で定めるもの	対象外国人に対して生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「対象外国人の生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
---	---

を
「

(21) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）の表 1 の項の下欄の事務であって規則で定めるもの	第 3 号の右欄に掲げる情報であって規則で定めるもの
(22) 第 1 号から前号までに掲げる	行政手続における特定の個人を

事務のうち，この表の右欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務であって，規則で定めるもの	識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表20の項に規定する外国人生活保護関係情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
---	--

」

に改め，同表(2)市長の項中

「

(1) 対象外国人に対して生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当，障害児福祉手当若しくは特

別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの
母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
健康増進関係情報であって規則で定めるもの
子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付，子どものための教育・保育給付，子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「子ども・子育て支援事業関係情報」という。）であって規則

	で定めるもの
	別表第2(1)市長の項第3号の右欄に掲げる情報であって規則で定めるもの
(2) 伊丹市営住宅条例第2条第5号に規定する特定市営住宅及び同条第6号に規定する共同施設として整備された駐車場の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

(1) 伊丹市営住宅条例第2条第5号に規定する特定市営住宅及び同条第6号に規定する共同施設として整備された駐車場の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項第13号中「子ども・子育て支援事業関係情報」を「子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「子ども・子育て支援事

業関係情報」という。)」に改め、同号を同項第１２号とし、同項第１４号中「対象外国人の」を「外国人」に改め、同号を同項第１３号とする。

別表第３市長の項中

「

(2) 多子世帯に係る 保育所等の保育料 の軽減に関する事 務であって規則で 定めるもの	教育委員会	子ども・子育て支援事業関係情 報であって規則で定めるもの
(3) 対象外国人に対 して生活保護法に 準じて行う保護の 決定及び実施，就 労自立給付金若し くは進学・就職準 備給付金の支給， 被保護者健康管理 支援事業の実施， 保護に要する費用 の返還又は徴収金 の徴収に関する事 務であって規則で 定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和３３年法 律第５６号）による医療に要す る費用についての援助に関する 情報であって規則で定めるもの

」

を

「

(2) 多子世帯に係る 保育所等の保育料	教育委員会	子ども・子育て支援事業関係情 報であって規則で定めるもの
-------------------------	-------	---------------------------------

の軽減に関する事務であって規則で定めるもの		
------------------------------	--	--

」

に改め，同表教育委員会の項中「対象外国人の」を「外国人」に改める。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。